

京都市農業委員会告示第3号

別段の面積（下限面積）の設定について

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号に規定する別段の面積（下限面積）について、次のとおり定める。

令和2年7月28日

京都市農業委員会会長 戸田 秀司

別段の面積	適用する区域
0.01アール （空き家に付随した農地）	右京区 京北井戸町神子ケ市37番, 44番, 45番, 48番, 60番1, 62番1
10アール	北区 中川, 杉阪, 真弓, 小野, 大森, 雲ヶ畑の区域
	左京区 花脊, 久多, 広河原の区域
	右京区 嵯峨水尾, 嵯峨嵯原, 嵯峨越畑の区域 京北漆谷町, 京北下黒田町, 京北下弓削町, 京北宇野町
	西京区 大原野石作町, 大原野小塩町, 大原野外畑町, 大原野出灰町
	伏見区 醍醐一ノ切町, 醍醐二ノ切町, 醍醐三ノ切
30アール	上記以外の区域

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年8月1日から施行する。

（告示の廃止）

2 令和2年京都市農業委員会告示第2号は、この告示の施行日をもって廃止する。

（京都市農業委員会事務局）